

## 第 478 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 5 年 8 月 23 日（水） 10:00～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

平野室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ、また暑い中にもかかわらず、第 478 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、公益側委員の宮坂委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定されております定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、本日 5 名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、議事に入る前に全国の地域別最低賃金の改定状況について説明いたします。</p> <p>令和 5 年 8 月 18 日付けの厚生労働省のプレスリリース「全ての都道府県で地域別最低額が答申されました」、資料 No. 1（1 ページから 4 ページ）を御覧ください。</p> <p>全ての都道府県において、地域別最低賃金の改定額が答申されましたが、その結果となります。</p> <p>47 都道府県で 39 円～47 円の引上げ（引上げ額が 47 円は 2 県、46 円は 2 県、45 円は 4 県、44 円は 5 県、43 円は 2 県、42 円は 4 県、41 円は 10 都府県、40 円 17 道府県、39 円は 1 県）となっています。改定後の全国加重平均額は 1,004 円となり、昨年度の 961 円から 43 円の引上げ額は、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。</p> <p>また、最高額（東京都 1,113 円）に対する最低額（岩手県 893 円）の比率は 80.2%であり、昨年度の 79.6%から高くなっています。この比率は 9 年連続で改善されていま</p>
------	--

	<p>す。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。</p>
高橋会長	<p>これより第 478 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p><b>議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定に係る岐阜地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の対応について」</b>です。</p> <p>異議の申出状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
安藤室長補佐	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>8月7日の審議会におきまして、岐阜県最低賃金の改正決定について答申をいただき、同日「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」に係る公示をいたしましたところ、8月17日付けで生協労連コープぎふ労働組合から、8月22日付けで岐阜県労働組合総連合・岐阜県春闘共闘会議から、それぞれ異議申出書が提出されましたので読み上げます。生協労連コープぎふ労働組合につきましては、資料No.2（5ページから6ページ）を、岐阜県労働組合総連合・岐阜県春闘共闘会議につきましては資料No.3（7ページから12ページ）を御覧ください。</p> <p>（異議申出書を朗読）</p>
高橋会長	<p>ただ今の事務局からの説明のとおり、8月7日付け当審議会における答申について異議申出がありましたので、その対応について、千葉労働局長から諮問を受けることとします。</p>
<p>（高橋会長、千葉局長、会場中央へ移動）</p>	

千葉局長	(諮問文を朗読し、高橋会長に諮問文を手渡す) よろしく申し上げます。
(高橋会長、千葉局長、席へ戻る)	
事務局	(諮問文の写しを配付)
高橋会長	それでは、今回の異議申出について、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。 まず、労働者側委員からお願いいたします。
栗本委員	今回の答申につきましては、専門部会並びに審議会で真摯に検討した結果だと思っております。今回異議申出がありました。再審は必要ないと思っております。 以上です。
高橋会長	ありがとうございました。 次に、使用者側委員の意見をお伺いします。いかがでしょうか。
澤村委員	異議申出書の内容につきましては、真摯に受け止めさせていただきますが、答申の内容は専門部会、審議会で真摯に検討させていただいた結果だと思っておりますので、再審の必要はないと考えております。 以上です。
高橋会長	ありがとうございます。 ただ今、労使双方から御意見をお伺いいたしましたが、先の答申を変更すべきという御意見はありませんでした。 従いまして、「8月7日付け答申のとおり。」ということにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。

高橋会長	異議が無いということですので、「8月7日付け答申のとおり。」といたします。 事務局で答申案を準備してください。
事務局	(答申案を準備し配布)
高橋会長	答申案を読み上げてください。
安藤室長補佐	(答申案を朗読)
高橋会長	ただ今読み上げられました案のとおりに答申するという ことで、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
高橋会長	異議が無いということですので、答申案のとおり決定 いたします。 事務局で答申文を用意してください。
安藤室長補佐	(会長に答申文を手渡す)
(高橋会長、千葉局長、会場中央へ移動)	
高橋会長	それでは、答申させていただきます。 (局長に答申文を手渡す)
(高橋会長、千葉局長、席へ戻る)	
千葉局長	ありがとうございます。 ただいま、答申をいただきましたので、一言御礼を申し 上げます。 各委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御審議を いただきまして、誠にありがとうございました。

	<p>直ちに改正決定の手続きに入りまして、周知徹底と履行確保に万全を期したいと考えております。</p>
<p>高橋会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、議事を続けます。  <b>議題 2 「岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望（建議）（案）について」</b>でございます。  事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>平野室長</p>	<p>8月3日に開催されました第2回岐阜県最低賃金専門部会において、使用者側委員から、最低賃金額の改正に伴い、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望を審議会として提言していくべきとの御意見がありましたので、最低賃金法第21条の規定に基づく、岐阜地方最低賃金審議会から岐阜労働局長への建議について提案した次第です。</p> <p>まずは、「岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望（建議）（案）について」を読み上げます。</p> <p>資料No.4（13ページから16ページ）を御覧ください。  （建議（案）朗読）</p> <p>それでは、建議（案）について説明させていただきます。  資料No.5（17ページから18ページ）を御覧ください。</p> <p>最低賃金法第21条の規定において、「地方最低賃金審議会が、労働局長の諮問に依じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を労働局長に建議することができる。」とされています。</p> <p>また、建議権の及ぶ事項については、労働局長から諮問を受けた最低賃金の改正決定等に限定されるものではなく、広く最低賃金に関する重要事項にわたるとされております。</p> <p>次に「岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模</p>

	<p>事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する要望について（建議）（案）」の内容について、御説明いたします。</p> <p>本案は、使用者側委員からの要望事項に基づいて、事務局で作成しておりますが、本審議会前に各側委員の皆様にご説明させていただきます。</p> <p>資料No.6（19ページから26ページ）をご覧ください。</p> <p>要望事項1から4までの4項目につきましては、本年7月28日付けの令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に係る中央最低審議会会長から厚生労働大臣への答申文の記4から7までの4項目の要望事項を一部修正した文案となっております。</p> <p>内容としましては、同答申文の別紙1「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」2（1）オ「政府に対する要望」（25ページから26ページ）にあります、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備、価格転嫁対策、生産性向上への支援、業務改善助成金の活用促進及び賃上げ促進のための税制等の施策の検討等の内容とほぼ同一としています。</p> <p>また、要望事項5につきましては、8月3日の専門部会で使用者側委員から意見のありました「年収の壁」による就業制限を原因とした人手不足の解消に関する制度・支援策の検討を要望としています。</p> <p>「建議」（案）に関しての必要性、要望事項等について御審議していただきますようお願いいたします。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、「岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望について（建議）（案）」に関して、御意見を頂戴いたしたいと思っております。</p> <p>まず、審議会として提言するべきとの意見を出された使用者側から御意見をお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>

野原委員	<p>提言した側ということで、御指名いただきました。まずもって、こうした形により事務局でとりまとめをいただきまして感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>建議事項につきましては、賃上げに向けた労使共通の課題だと認識いたしております。中小、小規模事業者の賃上げの実現に向けまして審議会として、こうした形で提言をできたということは、審議会としても一定の責任を果たせたのではないかと考えます。来年度以降も労働者そして使用者が賃上げの実現に向けた課題解決のために真に求める施策の実現に係る提言内容、提言方法を審議会としても精査していく必要があるものと考えております。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、労働者側委員はいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>特に異議ございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>労使ともに中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた政府への要望書を岐阜労働局長へ建議することに賛成いただいたと思います。公益委員といたしましても一言意見を述べさせていただきます。</p> <p>皆様も御承知のとおり、最低賃金法の第9条第2項には「地域別最低賃金は地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない。」と定められています。</p> <p>当審議会及び専門部会での御議論から、この3要素のうち事業の賃金支払能力が大きなポイントになっており、労使の合意の下で最低賃金の引上げを進めていくためにも、事業の賃金支払能力の改善を支援する政策が求められているのではないかと考えられます。その点からいたしますと、今回の建議は中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた施策等に関する政府への要望ということでございますので、正に当審議会からの建議として相応しいものに</p>

	<p>なっていると判断いたしました。</p> <p>公益委員としての見解は以上でございます。</p> <p>それでは、公労使三者の合意が今得られましたので、建議書（案）により、建議を行うということで、決定をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
各側委員	異議なし。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、案文のとおり建議することといたします。</p> <p>事務局で建議文を用意してください。</p>
（高橋会長、千葉局長、会場中央へ移動）	
安藤室長補佐	（会長に建議文を手渡す）
高橋会長	<p>建議いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>（局長に建議文を手渡す）</p>
千葉局長	受け取らせていただきました。
（高橋会長、千葉局長、席に戻る）	
千葉局長	ただ今、建議を受け取らせていただきました。御要望事項につきましては、今後政府に伝えてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。
高橋会長	<p>それでは、議事を続けます。</p> <p><b>議題3「その他」</b>についてです。</p> <p>事務局から何かありますでしょうか。</p>



<p>平野室長</p>	<p>特に予定している議題はありません。</p> <p>最後に最低賃金額の改正に向けた今後の日程について説明いたします。本日、「8月7日付け答申のとおり岐阜県最低賃金を改正決定することが適当である。」との答申をいただきましたので、本日付けで岐阜労働局長による改正決定となります。その後、9月1日に官報公示、10月1日に改正発効ということで手続きを進めてまいります。</p> <p>以上となります。</p>
<p>高橋会長</p>	<p>それでは、本日の審議会はこれもちまして閉会といたします。</p> <p>次回の審議会は、10月20日（金）に開催を予定しているところでございます。</p> <p>それでは皆様お疲れ様でございました。ありがとうございました。</p>